

調布市多胎児家庭育児用品等購入 支援給付金支給事業



申請者募集



皆さまからの寄附金等を積み立てた「調布市子ども・若者基金」を活用して、多胎児（双子、三つ子などの子ども）がいる世帯で、経済的に支援を必要としている世帯の方に、該当の多胎児が使用する育児用品等購入のための支援給付金を支給します。

※ 申請内容が給付金支給の対象要件を満たしているか、書類で審査します（聞き取りを行う場合があります）。

支給対象となる多胎児

本事業申請日において調布市内に住所を有している方で、以下の3つの要件のいずれかに該当している方。

○ 申請日において児童育成手当（※）を受給している世帯に属していること。

※ 児童手当とは別の手当になります。主にひとり親世帯等に対して子ども育成課から支給されているものです。

○ 給付金の支給を受けようとする年度又はその前年度のいずれかの年度で就学援助の対象になっている世帯に属していること。

○ 給付金の支給を受けようとする年度又はその前年度のいずれかの年度の市民税が非課税である者で構成する世帯に属していること。

【支給対象となる育児用品等】 ※該当の多胎児が使用するもの

- ① 多胎児用ベビーカー又はチャイルドシート
- ② ランドセル
- ③ 制服
- ④ その他①～③の育児用品に類するもので市長が適当と認めたもの

【支給金額＆回数】

育児用品等	支給金額	支給回数	申請期間
① 多胎児用ベビーカー 又はチャイルドシート	4万円	2歳に達する日前の多胎児 1組につき1回	<u>購入から</u> 6か月以内
② ランドセル	5万円	小学校入学時に支給対象児 童1人につき1回	<u>小学校入学予定日の 1年前から</u> 入学後6か 月以内
③ 制服	4万円	原則として中学校入学時及 び高等学校入学時に支給対 象児童1人につき計2回	<u>入学日から</u> 6か月以 内

※ 育児用品等の実支出額が支給金額に満たない時は、その実支出額を支給します。

【応募方法】

申請期間内に下記の申請書類一式(必要な添付資料を含む)を電子申請、又は調布市子ども政策課窓口にご持参、若しくは郵送にてご提出ください。

申請に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

また、子ども政策課窓口でも配布しています。

- ① 調布市多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給申請書
- ② 申請者の本人確認資料（運転免許証、パスポート等）
- ③ 支給要件に該当することが分かる書類
 - ・（「就学援助対象世帯」として申請する場合）就学援助を受けている事が分かるもの（認定通知書の写し等）
 - ・（「市民税非課税世帯」として申請する場合で、申請年の1月2日以降に調布市に転入された方）前住所地の非課税証明書
- ④ 育児用品等を購入したことが分かる領収書等の写し
- ⑤ （「制服」を申請する場合）学生証の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

「私は申請できますか?」「添付書類はこれで良いですか?」・・・

など給付金の申請に関するご質問・ご相談は、子ども政策課にお願いします♪

詳細は、右記2次元コードの市ホームページをご覧ください。
申請者と振込先口座名義人が同一の場合は、市ホームページから
電子申請することもできます。



《お問合せ》

調布市 子ども生活部 子ども政策課(調布市役所3階)

電話 042-481-7105・7757 FAX 042-499-6101

E-mail kodomo@city.chofu.lg.jp

